○農林水産省告示第八百七十六号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずるので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　区域及び期間

㈠　区域

秋田県

能代市並びに山本郡三種町及び八峰町の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

平成二十三年五月二十三日から平成二十四年三月二十三日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。以下同じ。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布又は当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、特別伐倒駆除等の措置のみによっては早期に、かつ、徹底的に、当該区域及びその周辺の松林において、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っていても十分でないと認めるとき、又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字久土字姫嶽二五〇五の三、二五〇五の五、二五〇五の一一、二五〇五の一二、二五〇五の一六から二五〇五の一八まで、大字屋山字諸本九九一の一〇・九九一の一一・九九一の一三から九九一の一五まで・九九一の一八・九九一の一九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字姫嶽二五〇五の三・二五〇五の一一・二五〇五の一七・二五〇五の一八・字諸本九九一の一一・九九一の一八・九九一の一九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項及び二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除

㈠　保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字川弟四〇三、字タケ四八四、五一〇、字向五一一、五二一の一、字吹風一五五三の一、一五五六の一、一五八五の一、字釜田川一六一〇の一、一六一一の一、一六一一の二、一六一五の一、一六一五の三、一六一七の一、一六一九の一、一六一九の二、一六二〇の一、一六二〇の二、一六二五、一六二六の一、一六二六の二、一六二六の六、一六二六の七、一六二七の一、一六二九の一、一六三〇の四、一六三一、字春の木丸一六五九の一、一六五九の二、字猿島一七一九の一、一七一九の二、一七三九の一（次の図に示す部分に限る。）、一七三九の二、一七四四の一、煤ケ谷字四拾八瀬四五五九の一、四五六六の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

二　指定

㈠　保安林の所在場所　一の㈠に同じ。

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字川尻字頓迫山三八六の一一・三八六の一二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、三八六の一〇・大字宇津戸字日暮一〇八九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇八九の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市君田町櫃田字判官二一六の一・二一六の五・二一六の八・二三七の三・二三七の一三・二三七の一七から二三七の二一まで・二三七の二五・二三七の二九・二三七の三〇・二三八の六・二三八の七・二三八の一九・二三八の二二・二三八の三五・二三八の三七・二四一の一・二四一の四・二四二の一・二四五の一（以上二十三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）